

仕 様 書

- 1 件 名 齋宮を核とした平安文化発信事業にかかる翻訳業務
- 2 履行期間 契約締結の日から平成29年1月31日（火）まで
- 3 内 容 訪日外国人への利用促進をはかるため、解説パンフレットや解説ガイドシステム等に利用する博物館の展示解説文等の多言語化を行う。
 - (1) 翻訳対象物
齋宮歴史博物館 常設展示解説等の日本語原文
文字数20,000字以内
原稿はMSワードで提供
※日本語原文 原稿見本を参照のこと
 - (2) 翻訳する内容
日本語原文を、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語へ翻訳する。
 - (3) 翻訳時の要件
 - ①業務の工程表を作成し、提出すること。
 - ②翻訳にあたり、日本語原文の文意がわかりづらい、利用者に伝わりづらい、翻訳困難な専門的用語等など、原文の修正が望ましい場合は、齋宮歴史博物館と調整を行い、正確で分かりやすい高度な品質の翻訳を確保すること。
 - ③翻訳の統一性を確保するため、定訳がある場合は定訳により翻訳を行うこと。また、同一の名称等については、原則として統一した語句により翻訳を行うこと。なお、一部の名称等については、齋宮歴史博物館が指定する翻訳語句を使用すること。
 - ④翻訳原稿チェックおよび翻訳対象言語を母語とする翻訳者によるネイティブチェックを行うこと。
 - ⑤翻訳した原稿について、齋宮歴史博物館職員のチェックにより、不備などの指摘を受けた場合は修正すること。
- 4 成果品
 - (1) 英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語の翻訳文ごとにWordファイルに収めること。
 - (2) 翻訳文と日本語原文が対照できるよう、両者の項・段落分けを揃えるなどの配慮を行うこと。

(3) 紙媒体および電子媒体 (CD-R 等) 1 組で納品すること。

- 5 納入場所 多気郡明和町竹川 5 0 3 齋宮活性化実行委員会 (齋宮歴史博物館内)
- 6 その他
- (1) 本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む) は、齋宮活性化実行委員会に帰属するものとする。
 - (2) 本業務の実施による成果物は、著作権上の権利関係の整理を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、齋宮活性化実行委員会は責任を負わない。
 - (3) 本業務の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。受託者は、当該項目について疑義があるときは委託者と協議することができる。